

■ 低炭素建築物新築等計画認定の申請手数料(石川県手数料条例 別表第83の8項) ※1・2

1. 計画認定の手数料【第1項・第2項】

面積区分 床面積(m ²)		【第1項】住宅認定		面積区分 床面積(m ²)		【第2項】住宅以外の建築物認定		
		適合証添付しない	適合証添付する			適合証添付しない		適合証添付する
						(1) モデル建物法	(2) 標準入力法 又は 主要室入力法	
戸建	～ 200未満	34,000	4,700	300未満	87,000	230,000	9,300	
	200以上 ～	38,000	4,700	300以上 ～ 1,000未満	110,000	280,000	16,000	
共同	300未満	69,000	9,300	1,000以上 ～ 2,000未満	150,000	370,000	27,000	
	300以上 ～ 2,000未満	110,000	20,000	2,000以上 ～ 5,000未満	240,000	520,000	80,000	
	2,000以上 ～ 5,000未満	200,000	45,000	5,000以上 ～ 10,000未満	310,000	640,000	130,000	
	※3 5,000以上 ～	280,000	80,000	10,000以上 ～ 25,000未満	370,000	760,000	160,000	
				25,000以上 ～	430,000	870,000	200,000	

2. 計画変更認定の手数料【第4項・第5項】

面積区分 床面積(m ²)		【第4項】住宅 変更認定		面積区分 床面積(m ²)		【第5項】住宅以外の建築物宅認定		
		適合証添付しない	適合証添付する			イ. 適合証添付しない		ロ. 適合証添付する
						(1) モデル建物法	(2) 標準入力法 又は 主要室入力法	
戸建	～ 200未満	19,000	4,700	300未満	48,000	120,000	9,300	
	200以上 ～	21,000	4,700	300以上 ～ 1,000未満	63,000	150,000	16,000	
共同	300未満	39,000	9,300	1,000以上 ～ 2,000未満	86,000	200,000	27,000	
	300以上 ～ 2,000未満	67,000	20,000	2,000以上 ～ 5,000未満	160,000	300,000	80,000	
	2,000以上 ～ 5,000未満	120,000	45,000	5,000以上 ～ 10,000未満	220,000	390,000	130,000	
	※3 5,000以上 ～	180,000	80,000	10,000以上 ～ 25,000未満	260,000	460,000	160,000	
				25,000以上 ～	320,000	530,000	200,000	

3. 複合建築物認定【第3項・第6項】

上記、住宅に定める金額と住宅以外の建築物に定める金額を合計した金額とする。(詳細については、県建築住宅課もしくは各土木事務所に確認すること。)

※1 認定申請に併せて、建築基準関係規定の適合審査を申し出るときは、上記の額に、建築確認申請に係る手数料相当額を加えた額とする。

※2 建築物全体と住戸の両方の認定を申請する場合は、建築物全体の床面積に応じた金額とする。

※3 共同住宅の共用部分を評価しない方法を用いる場合の手数料は、共用部分を除いた床面積に基づき算出した金額とする。